

瀬戸田ブランドシンボルマーク及びコンセプトコピーの使用について

平成28年度、広島県の中山間地域未来創造支援事業において、地域みなさんで構成する「生口島の未来を語る会」においてワークショップを開催し、尾道市瀬戸田地域の特産品（農林水産物、加工商品等）のブランドイメージを高めることを目的とした瀬戸田ブランドシンボルマーク及びコンセプトコピーが完成しました。

なお、ブランドシンボルマークを使用される場合は、事前の申請及び承認が必要となります。

■申請について

「瀬戸田ブランドシンボルマーク及びコンセプトコピー使用取扱要綱をお読みの上、申請書を瀬戸田支所しまおこし課へ提出して下さい。

提出書類

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 企画書（事業の内容及び具体的な使用方法が分かるもの）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

■使用料について

シンボルマーク等の使用料は、無料です。

■使用承認の要件

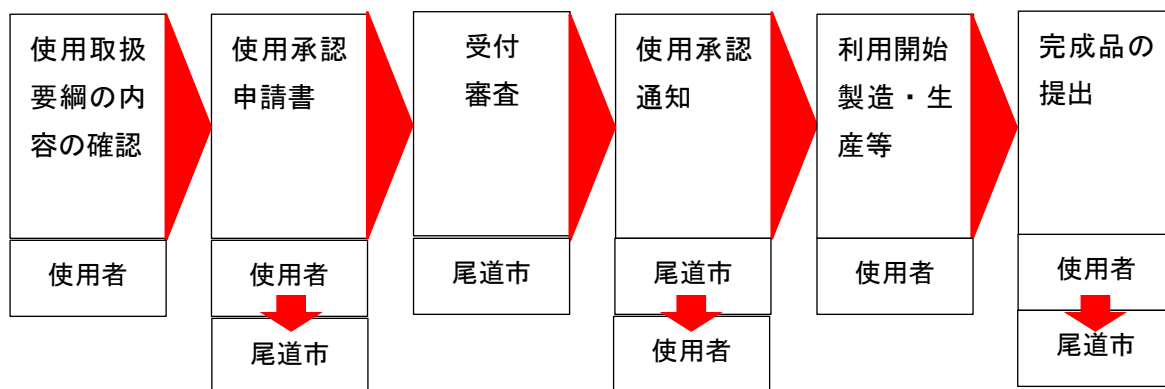
次のいずれかに該当する場合は、シンボルマーク等の使用を許諾いたしません。

- (1) シンボルマーク等の使用に伴い、尾道市の信用若しくは品位を害すると認められる場合又はそのおそれがある場合
- (2) シンボルマーク等を使用しようとする事業の内容及び公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- (3) シンボルマーク等が政治、宗教、思想等のための活動に使用されるおそれがある場合
- (4) シンボルマーク等が青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがある場合
- (5) シンボルマーク等の使用によって誤解又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (6) 特定の個人若しくは団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれがある場合
- (7) 品質、性能等について公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていない場合
- (8) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が使用する場合
- (9) その他承認することが不適切と認められる場合

■完成品の提出

承認後、シンボルマーク等を使用した商品等については、完成後速やかに1部（1商品等）を瀬戸田支所しまおこし課へ提出して下さい。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合は、その写真の提出をもって代えることができます。

■瀬戸田ブランドシンボルマーク及びコンセプト使用の流れ



※申請内容や受付状況によっては承認通知までの期間がかかることがあります。

※必ず使用承認通知を受けてからの製造等を行って下さい。事前に製造等はしないこと。

※申請内容によっては、デザイン等の変更や修正をしていただく場合があります。

※申請内容によっては、利用承認をお断りする場合や利用条件を付す場合があります。